

ハヤヨミ！ 看護政策 No.445

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2024年10月23日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

50人未満の事業場へ準備期間を経て ストレスチェックを義務化

—ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会—

◎公開可

10月10日に第7回の標記検討会が開催された。厚生労働省が中間とりまとめ案を提出し、大筋で了承された。精神障害の労災支給決定件数は年々増加の傾向にあり、メンタルヘルス不調者がいる事業所割合も1割を超えている現状がある。平成26年に改正された労働安全衛生法を見直し、50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施について、現在の努力義務から義務化する。令和5年の労働安全衛生調査では、50人未満の事業場でのストレスチェック実施率は32.3%であり、義務化するものの、労働者のプライバシー保護、マニュアルの作成、事例収集、研修、地産保の強化などの対策を組み合わせる支援体制を整備し、制度周知を図るため、十分な準備期間を設けるとした。また、監督署への報告義務は課さず、事業場の負担軽減も図る。

一方、事業場規模に関わらず集団分析・職場環境改善を義務化することについては時期尚早として見送った。「ストレスチェック制度が、メンタルヘルス不調の未然防止だけでなく、労働者のストレス状況の改善および働きやすい職場環境の実現を通じて生産性向上にもつながるものであることに留意し、事業経営の一環として、積極的に制度活用を進めるよう、事業者働きかけていくべきである」として、国、事業者、労働者、医療関係者において、計画的かつ確実に制度の周知啓発に努めていくこととした。

松本常任理事は事前に意見書を提出し、50人未満の事業場への実施の拡大に際して懸念される体制整備などを充実させるため、改めて、地域産業保健センターへの保健師等の配置・増員や、保健師等が適切に関わる体制強化への検討を求めた。(執筆：松本常任理事)

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>